

## 香川県希少糖等共創推進会議 設置要綱

### (設置)

第1条 香川県の特長ある産業の一つである「希少糖産業の振興」等を効果的に進めるため、産学官連携による希少糖を中心とした糖質バイオ分野に関する施策検討、情報交換、調整等を行う香川県希少糖等共創推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 推進会議は、別に定める委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱又は任命する。

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 推進会議には会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 推進会議には副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見等を聞くことができる。

3 委員から特に申し出のあった場合は、代理出席を認めるものとする。

4 会議は、原則公開とする。

5 会長は、必要に応じて部会を組織し、会議を行うことができる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、香川県商工労働部産業政策課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。